

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

都城市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 現況

(1) 旧都城市

本地域は、宮崎県の南西部に広がる都城盆地の中央に位置し、中心部に市街地、周辺部に農村地帯を形成している。霧島、鰐塚山系の山並みに囲まれ、豊富な地下水や湧水に恵まれるとともに、南から北へ大淀川も貫流しており、豊富な水資源を生かした稲作やお茶、ごぼう、里芋等の露地・施設野菜等の栽培から、本市の農業産出額の86%を占める肉用牛や豚、ブロイラーの畜産まで幅広い農業を展開している地域である。

近年、全国一の売り上げを誇る焼酎製造に関連した焼酎用原料甘藷や加工用米の作付けのほか、都城の名前を前面に打ち出した農産物のブランド化にも力を入れている。

また、農業法人や担い手への農地利用集積を進めるため、農業用排水路や農道等の保全・補修を軽減することや、農業経営の安定化を図るためにもこの取組を行うことが必要である。

(2) 旧高崎町

本地域は、都城盆地の北西部に位置し、大淀川水系高崎川の豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、露地・施設野菜等の栽培も盛んである。

日本有数の星のきれいな町との特色を前面に打ち出し、地産地消にこだわった加工品の製造や加工技術の普及活動を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式に取り組むことが必要となっている。

今後、就農者の高齢化に伴う離農率増加に歯止めをかけるためにも、担い手への農地利用集積を進め、農業用排水路や農道等の保全・補修を軽減することや、総面積のうち森林の占める割合が約5割と、中山間地域等の条件が不利な地域を多く有するため、この取組での是正が必要である。

(3) 旧高城町

本地域は、都城盆地の中北部に位置し、地域の西部を流れる大淀川本流は水量豊かで、灌漑用水、水力発電に利用されている。その恵まれた水資源を生かし、南部の農用地を活用した稲作が盛んな地域である。

稲作については、日本有数の畜産の町ということもあり、飼料用米の作付けや地元産業に関連した加工用米の作付けが行われている。その他の作物も家畜向けの飼料用作物の作付けが多く見られる地域である。

また、広大な南部の農地の担い手への利用集積や生産性の向上及び農地の有効活用を図るため、農業用排水路や農道等の保全・補修を軽減することや、農業経営の安定化を図るためにも、この取組を行うことが必要である。

(4) 旧山田町

本地域は、霧島山系の裾野に広がる都城盆地の北西部に位置し、地域の南西に複数の台地が縦走し、その間をそれぞれ大淀川支流河川が流れている。河川流域には水田、台地には畑地が広がる稲作と露地・施設野菜等の栽培が盛んな地域である。

また、地元関係団体と連携した多種多様な作物の作付けに取り組んでいる。

今後、担い手への農地利用集積や生産性の向上及び農地の有効活用を進めるため、農業用排水路や農道等の保全・補修を軽減することや、総面積のうち森林の占める割合が約7割と生産条件が不利な中山間地域を多く有するため、この取組での是正が必要である。

(5) 旧山之口町

本地域は、都城盆地の北東部に位置し、面積の8割を国有林を中心とする林野が占めており、青井岳、東岳の山系より周辺地域を潤す豊かな水が湧き出している。さらに、複数の河川が合流することで、扇状地を形成し、豊かな農業地帯となっている。その地形と豊かな水資源を生かし、稲作と野菜などをつくる複合型農業と、金柑等の果樹の施設園芸や露地野菜の生産も盛んである。

近年、地元や生産者の名前を付した農産物のブランド化を行っている。

また、担い手への農地利用集積を進めるため、農業用排水路や農道等の保全・補修を軽減することや、総面積のうち森林の占める割合が約8割と、生産条件が不利な中山間地域を多く有するため、この取組での是正が必要である。

2. 目標

1の現況を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等の格差是正を支援する。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援することにより、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧都城市	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び第3号に掲げる事業
②	旧高崎町	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び第3号に掲げる事業
③	旧高城町	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び第3号に掲げる事業
④	旧山田町	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び第3号に掲げる事業
⑤	旧山之口町	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 農業者団体等への指導・助言

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るため、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等を行うものとする。

2. 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、市は、関係者間での情報共有や効果的な事業推進及び定期的な打ち合わせの開催が行われるよう、その連携に努めるものとする。

3. 2号事業に取り組む場合の留意事項

別紙基本方針参照